

一般社団法人 SCM共同ネット研究会 代表理事 滝沢保男
〒105-0023 東京都港区芝浦1-13-10 第三東運ビル8F
TEL : 03-5419-8239 FAX : 03-3455-7023 URL : <http://www.scm-net.jp>
E-Mail : info@scm-net.jp

一般社団法人SCM共同ネット研究会（滝沢保男理事長）は、第8期の異業種共同ネットの組織活動を開始し、7か月が経過した。

今期の会員数100社を掲げている。現在40社超の会員企業に弊会の活動に理解をいただき活動を行っているが、さらなる発展との永続的な運営と加盟会員に対する支援体制の強化、新たな会員サービスの導入に向けて100社というラインが絶対的に必要となってくる。まず会員相互の連携を図るために必要不可欠な情報共有ツールの導入を検討している。また、異業種組織の構築において人脈ネットワークの強化が課題となる。今期も継続して異業種交流を図り、人脈作りを繋げ、弊会の掲げる「共同営業」を軸とする総合営業力の強化を図っていく。

次世代共同物流事業では、引き続きドライバー不足問題や労基の問題を注視。人材不足の声が多い中、弊会として支援を行うことができないか、課題解決を図るため、ヒアリングを続ける。法律の問題に関しても相談サービス事業連携のもと、専門家の先生方の意見を交えながら問題提起や課題解決を行っていく。

相談サービス事業部では、出張講師派遣サービスでさらなる浸透を狙う。セミナーへの講師派遣の依頼も増えつつある。今後も講演内容のラインナップの充実やコンテンツを増やしていく。

ICLT事業および物販サービス事業では商材のラインナップの充実を引き続き図っていく。また、引き続き「共同」での営業も推進していく。

イベント・広報事業は、新たに人材不足の問題に着手する。新規に入会いただいた僑アッパーフィールド連携のもと、外国人労働者に特化したサポート一環型の請負・派遣・紹介を推進していく。

今後も各会員企業の連携はもちろんのこと、弊会の各事業が連携・連動し新たな共同ビジネスの創出、具現化を目指していき、「共同」「三方良」の概念のもと、支援を続けていく。

（本部事務局）

〈平成31年1月本部活動〉

- ・24日／第1回SCM営業戦略会議

〈2月本部活動予定〉

- ・6日／第7回住環境次世代SCM研究会開催予定
- ・22日／賀詞交換会開催予定

賀詞交換会開催

2月22日18時よりフランククラブ浜松町（東京都港区海岸1-2-20 汐留ビルディング1F）にて行われる予定の賀

詞交換会。現在参加者を募っている。例年では周年セミナーの開催と同時に交流の場を提供していたが、年度末の時期と重なることを考え、本年夏場へ周年セミナーという形で100名規模のセミナーを行うこととした。いつもセミナー終了後に行っていた会員企業及び弊会関係者を中心とした賀詞交換会（企業交流の場）のみ開催をする。定員は会場の規模の関係で50名を予定している。参加費用は会員企業¥6,500、一般企業¥8,000となっている。お申込みやお問い合わせはメール及びFAXにて随時行っているのですがまずはお気軽にご連絡をいただければと考えている。普段あまり交流することができない地方の会員企業、異業種の会員企業も多く参加を予定しているため、ヒューマンネットワークの構築や企業同士のコミュニケーションを図るきっかけに、そして更なる交流に大いに期待が持てる場となる。名刺交換も含め懇談の場、そして企業同士の関係性を強化できるよう、ぜひご参加賜れば幸いです。当日の15分前より受付を開始予定。会員様以外の申し込みも引き続き行っている。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

Web: <http://www.scm-net.jp/>
E-Mail: info@scm-net.jp
FAX : 03-3455-7023

専門家に問う！

相談サービス事業部によるQ&Aコーナー。17回目は税理士法人東京税経センター 徐瑛義代表に確定申告について聞いた。

Q：確定申告で気を付けなければいけないことを教えてください。

A：所得税の確定申告とは、個人が毎年1/1から12/31までの1年間（暦年）の所得税を計算して、税務署へ申告する手続きのことです。申告及び納税期限は毎年3/15までとなっています。

確定申告というと個人事業主や高額所得者が真っ先に頭に浮かぶことでしょう。しかし、会社員や専業主婦などでも申告が必要となる場合があります。例えば、不動産や株式を譲渡した場合や、生命保険の満期保険金を受け取った時、競馬で大当たりをした時などです。よって、まずは申告義務の有無を確認することが一番大切なことです。さらに、住宅ローン控除や医療費控除など、確定申告をしなければ税金が還付されないケースも多々あります。損することの無いようにきちんと確認することが重要です。また、申告及び納税には期

限があります。申告・納税義務があるにもかかわらず期限までに申告・納税しない場合には、無申告加算税などのペナルティが課せられます。また、時間が経て

ば延滞税などの負担も大きくなります。

申告義務の有無を確認すること、申告・納税期限を守ること、この2点が確定申告において最も注意すべき点といえるでしょう。



徐瑛義氏（税理士・行政書士）

SCM 会員紹介(その74) 株式会社アップフィールド

Upper Field

株式会社アップフィールドは、外国人労働者に特化した請負・人材派遣・紹介会社です。

来日した外国人の70%以上は日本での就職叶わず帰国します。一方労働の現場では人手不足が深刻化しています。

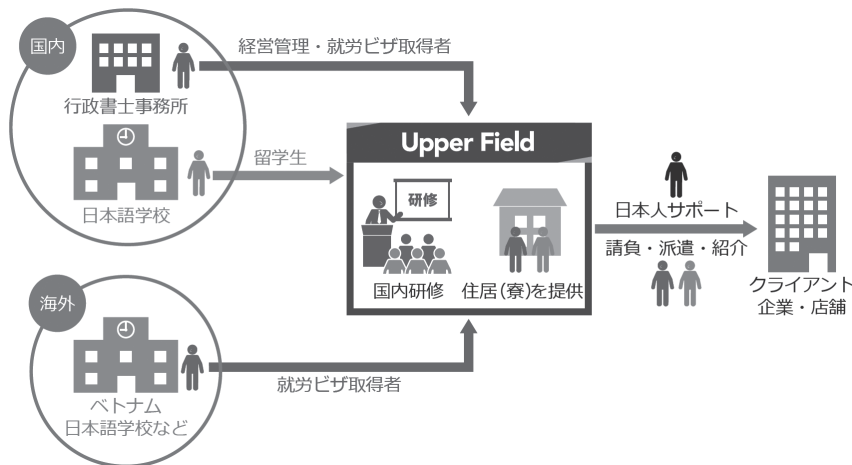
株アップフィールドは両社の架け橋役になることにより問題解決を図ります。

外国人に対しては具体的な就労先紹介のみならず、在留資格に合わせた的確なアドバイスを行うことにより選択肢を提供します。

求人側企業には外国人採用に伴う様々なトラブル要因を払拭し労働力の確保をサポートいたします。

■弊社のサポート体制

1) コンプライアンスを遵守しながら



ら、人手不足に悩む企業様に外国人労働力を提供します。2) 外国人には住居を紹介し安定的な生活を提供します。

3) 労働現場には弊社日本人スタッフが言葉の障壁や文化の違い等によって現場でトラブルが起きないように配慮や外国人労働者のシフト管理、仕事のサポートを行います。初めて外国人を受け入れる企業様も安心して受け入れが可能です。

送出し方法

①請負斡旋

弊社では複数者の外国人経営者（経営管理ビザ取得者）と提携しており、提携企業の社員数（アルバイト含む）は10名～60名規模です。1社1社統率の取れた企業ですので、大人数が必要な現場にも即戦力として対応可能です。

②派遣

外国人派遣が可能な在留資格は基本的に「留学生」と「家族滞在」になります。この在留資格を所有する外国人は、入国管理局から「資格外活動の許

可」を得ていれば、週28時間以内などの範囲内でアルバイトをすることが可能です。

③特定技能・技能実習生

現在、ベトナム人等の外国人労働者（技能実習生等）を多数ご紹介できる準備ができております。更に2019年4月から新たな在留資格の「特定技能」がスタートします。日本国内で人材不足が顕著な業種の労働力を確保するための在留資格ですので、特定技能の対象となる業種であれば単純労働を行いことができます。

ご興味いただければ、ご説明に伺いますので、ご遠慮なくお申し付けください。



弊社日本人スタッフと外国人労働者

株式会社アップフィールド

東京都港区西麻布1-6-12 3F
【労働派遣業】 派13-310272
【有料職業紹介事業】 13-ユ-309440
TEL:03-6455-5509
FAX:03-6455-5595
E-mail: infot@upperfield.jp
URL:http://www.upperfield.jp

血液型占い / 1月の運勢

A型	B型	O型	AB型
運気が低迷気味で悩みを抱えそうな月。しかし、焦ることなく落ち着いて対処すれば良い結果につながります。	気力が高まり意欲的に取り組むことができる運勢。人が嫌がる仕事にツギがあるため喜んで引き受けましょう！	新しいアイデアを実行に移すと成果につながる運勢です。部下との連携を図ることで大きな収穫が得られます！	職場ムードが好転し仕事も順調に進行するでしょう。出張は大吉！遠方の顧客との拡大路線も期待できそう。